

の真に能力ある要望を辛直忠告に表明實現し得らるものと信ず。

然りと謂ふ共、我等は是の段一を以て我等の任務の全とす。時日既し。今

後更に一段の努力と懸命以て全労働政策の統一に於て邁進し強力なる

労働組合陣営の統一の理想を實現するに努むるに戦けんとする。

従つて之が目的の対照的労働は日本労働組合同盟とし特に特殊なる事情を

有する地方に於ては全国労働組合同盟との合同を可とする。其旨を三か条を

する處に等しく近き將來に於ける全的統一を目的とするものにして何れも

同様に討ずるも之を最大の条件とするものである。

右聲明す。

昭和九年十一月二日